

1. 就学援助制度について

【平成25年度の市教委の配布文書より】

平成25年度就学援助制度について（お知らせ）

長浜市教育委員会では、経済的に困りの保護者の方を対象に、学校で必要な教育費の一部を援助しています。援助を希望される方は、4月26日（金）までに申請をお願いします。また、今まで援助を受けていた方も、改めて申請が必要です。

1. 主な給付内容

(1) 学用品費

下記金額を、各学期に分割して給付します。（年度途中で認定された場合、月割相当額となります）

小学生	1年生（年額）12,610円	2～6年生（年額）14,780円
中学生	1年生（年額）23,880円	2～3年生（年額）26,050円

(2) 新入学学用品費

給付対象者は、新入生の4月認定者のみとなります。

小学生 19,900円 中学生 22,900円

(3) 修学旅行費

学校からの報告に基づいた実費相当額を給付します。

(4) 学校給食費

学校給食に要する費用の実費相当額を給付します。

(5) その他

必要に応じて、校外活動費（宿泊を伴うもの）や通学費、医療費を給付します。



2. 就学援助の対象者

長浜市内に住所を有し、県内国公立の小・中学校に在学している児童・生徒の保護者のうち、次のいずれかに該当する場合は、就学援助費の給付対象となります。

(1) 生活保護を受けている場合

(2) 働いている人全員の市民税が、非課税である場合

(3) 平成24年分の所得が、長浜市教育委員会の定める基準額以下である場合

(4) 当該年度において、失業、家庭事情の変動により、所得が著しく減った場合

【世帯の所得基準参考例（所得は、年間収入金額とは異なります。）】

世帯員数	世帯の状況（世帯構成・年齢で基準額は異なりますので目安です）	平成24年中の所得基準額
2人	母30歳、子1人（小学1年生）	1,622,000円
3人	母35歳、子2人（小学3年生と小学1年生）	2,233,000円
3人	父40歳、母38歳、子1人（小学4年生）	2,177,000円
4人	父45歳、母40歳、子2人（中学1年生と小学5年生）	2,790,000円
5人	父48歳、母43歳、子3人（中学3年生と小学6年生と小学4年生）	3,188,000円
6人	父50歳、母45歳、子2人（高校1年生と中学2年生）、祖父75歳、祖母73歳	3,360,000円

法令の改定により、基準額が変わる場合があります。

3. 申請方法

申請書に必要事項を記入、押印し、関係書類を添付のうえ、学校または教育委員会へ提出してください。世帯で1枚の申請となります。(児童・生徒が2人以上の場合はまとめて申請してください)

4月から就学援助費を受給するためには、4月26日までに申請書を学校または教育委員会へ提出してください。新入学学用品費や修学旅行費の給付にも影響しますので、注意してください。

提出期限を過ぎても申請は受け付けますが、就学援助費の給付は、申請(受付)のあった月の翌月分から(申請日がその月の初日ならその月分から)となります。

申請書は、各学校または教育委員会にあります。また、長浜市役所ホームページから申請書をダウンロードすることができます。(25年度申請書については3月以降にダウンロードできます)

生活保護を受けている場合は、申請書の提出は不要です。



4. 申請に必要な関係書類

- (1) 平成24年中の源泉徴収票または市県民税・所得税申告書の写し(コピーでも可)
収入のある方全員の書類が必要になります。(パート、アルバイト収入および年金収入のある方も含まれます)
- (2) 住まいが持ち家でない場合は、家賃がわかるもの(契約書の写しなど)
契約書のコピーなどの添付が困難な場合は、「家賃・間代証明書」(学校または教育委員会にあります)を添付してください。
- (3) 失業、家庭事情の変動により、所得が著しく減った場合や、病気等により、世帯の支出が著しく増えた場合は、それがわかるもの(離職票や給与明細書の写しなど)
この場合は、担当地区の民生委員の意見が必要になります。

5. その他

- (1) 就学援助の認定・否認定の通知は、6月下旬ごろに行います。
- (2) 税が未申告の場合は、所得に関係なく、必ず申告を済ませてから申請をしてください。(給与所得のみの方は除く)
- (3) 就学援助費は、1学期分を7月、2学期分を12月、3学期分を3月に給付する予定です。

<問い合わせ先>

長浜市教育委員会事務局 すこやか教育推進課

74 - 3703

または、長浜小学校まで

62 - 0070

申請書は、長浜小学校ホームページからでもダウンロードできます。